

五泉市立五泉中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この五泉市立五泉中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって五泉中学校では、本校に在籍するすべての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止・早期発見・即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域・家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止・早期発見・即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともにいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ対策常設委員会及び特設委員会の設置及び取組

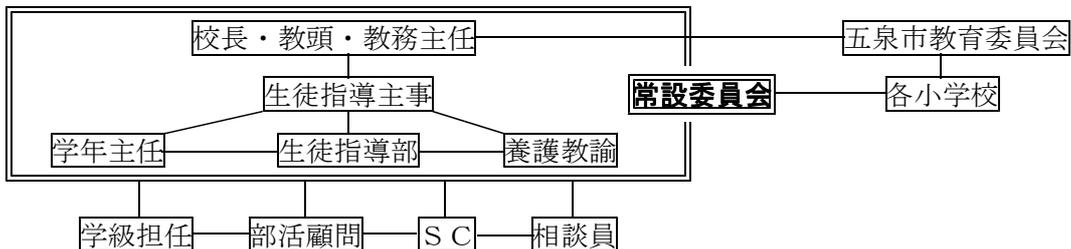
① 設置の目的

第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策常設委員会」と「特設委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

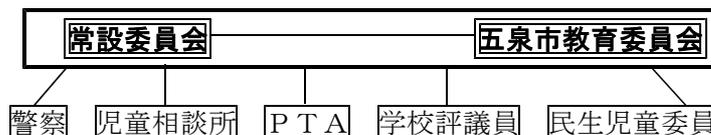
ア 常設委員会…学校職員を中心に通年を通して、いじめ問題に対応する。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・生徒指導部・養護教諭
(学級担任・部活顧問・スクールカウンセラー・相談員は適宜)



イ 特設委員会…重大事態発生時に、いじめ問題に対応する。

五泉市教育委員会・五泉警察署・児相・PTA会長・学校評議員・
民生児童委員



③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として役割を果たす。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を果たす。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

(4) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発(保護者の責務等 第9条)

ア PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 保護者向けの講演会を年間1回実施する。→PTAと連携

ウ いじめ見逃しゼロスクール集会や生徒会の取組などを実施し、地域に案内を回覧した上で参観してもらう。

◎情報発信及び基本方針の周知(学校便り、生徒指導便りなど・・・適宜行う)

◎地域の活動によるいじめの未然防止

(5) 関係機関等との連携

○警察・児童相談所・市教委・民生児童委員・育成委員等との連携

○中学校区幼・保・小・中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

◎道徳教育の充実(教育計画「道徳の年間計画」)

◎人権教育, 同和教育の充実(教育計画「人権教育, 同和教育全体計画」)

◎社会性の育成(SGE・SSTの取組 授業 特別活動 行事)

◎生徒の手によるいじめ防止(SNS五泉中学校ルール)、生徒会活動(ありがとうメッセージ)

◎「家庭での機器利用(情報端末)のきまり」作成と啓発活動の実施・・・PTAと連携

◎五泉中学校区の中1ギャップ解消の取組

◎日常的な職員間の連携・情報交換を行い、いじめを誘発、助長、黙認することがないよう細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための取組

◎いじめ相談・通報窓口の設置

◎定期的なアンケート(「取組評価アンケート」)等の実施

毎月の学校生活アンケート、年3回の教育相談アンケート

◎教育相談の充実・・・年3回(いじめ防止等のための年間計画)

◎年2回のQ-Uの実施とそれを踏まえた指導

◎悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等を活用

◎日常の子どもの観察と情報共有(ネットパトロールなど外部機関からの情報も含む)

◎保護者との情報の共有。(電話連絡、子どもと共に1・2・3運動、保護者会等)

(3) いじめへの即時対応の取組

◎市教委への報告

◎組織を活用した状況調査

○いじめられている子どもの保護

○いじめをしている子どもへの指導

○いじられている子どもの保護者への対応

○いじめをしている子どもの保護者への対応

○その他の生徒に対する対応

◎いじめに関係した生徒に対する指導後の経過観察と必要な措置の実施

(4) 年間計画

4月…生徒指導情報交換会①、生徒指導部会(通年)、いじめ対策委員会①

5月…中1ギャップ解消会議①(小中情報交換会)、教育相談①、生徒総会、Q-U①

6月…人権講演会、人権作文実施、服装改善プロジェクト、メディアコントロール①

7月…いじめ防止活動の振り返り①

8月…中1ギャップ解消会議②、いじめ・人権・同和職員研修

9月…体育祭等集団行動活動、教育相談②、いじめ対策委員会②

10月…きなせや祭・合唱祭等集団行動活動、Q-U②

11月…授業改善プロジェクト、メディアコントロール②

12月…いじめ防止活動の振り返り②

1月…教育相談③、生徒総会

2月…いじめ防止討論会②、メディアコントロール③、いじめ対策委員会③、修学旅行

3月…中1ギャップ解消会議③、いじめ防止活動の振り返り③

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

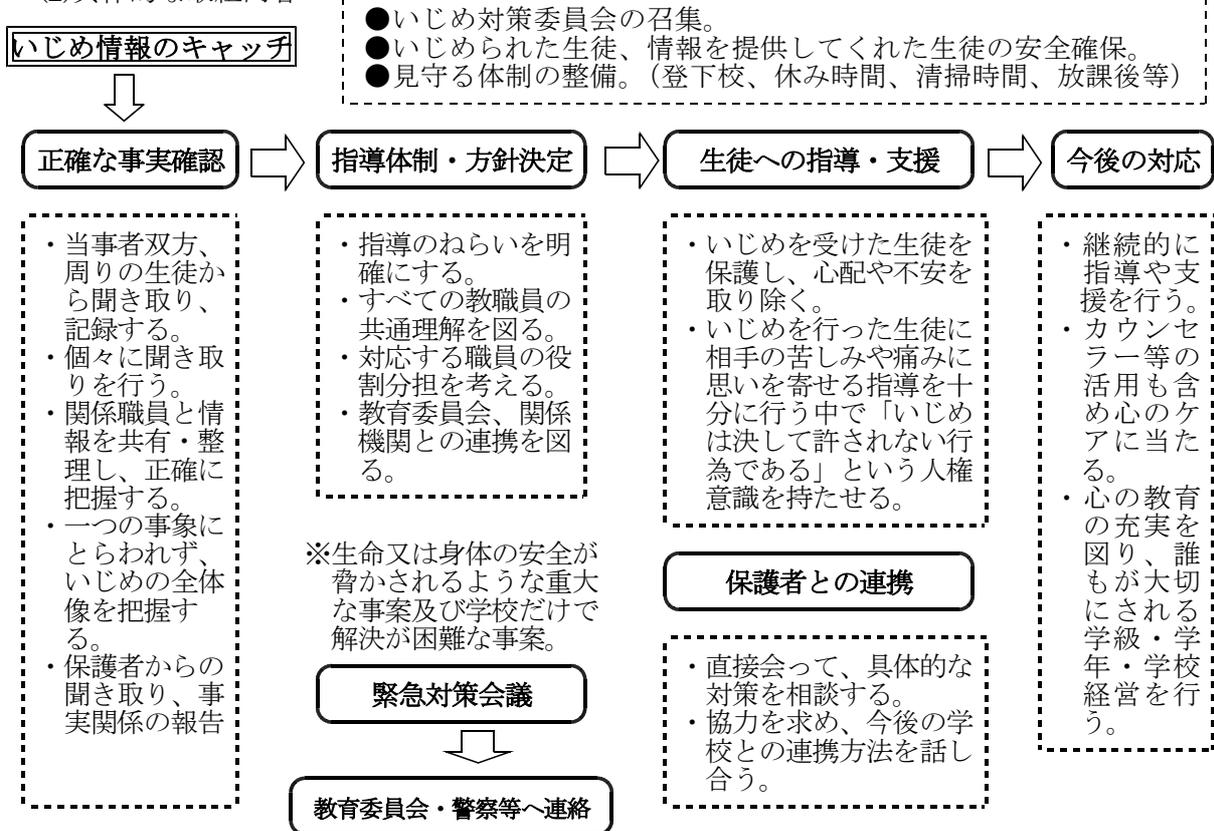
※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

4 いじめに関する処置

(1) 方針

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめがあることを知らせて生徒の安全を確保する。いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で指導するとともに、学年、学校全体で組織的に対応する。あわせて、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関、専門機関との連携を密にする。

(2) 具体的な取組内容



5 校内体制

(1)教育相談体制

①方針

- ・生徒が抱えている悩みや問題の早期発見に努める。
- ・生徒がいち早く悩み等を解決できるように、連携を取りながら継続的な指導を行っていく。

②具体的な取組内容

- ・年3回の教育相談期間を設ける。
- ・関係職員間やスクールカウンセラー、適応教室指導員、心の相談室相談員、保護者との連携を密にし、継続的に支援できるようにする。
- ・教育相談後の指導、援助の充実を図る。(チャンス相談の充実、外部機関との連携等)

(2)生徒指導体制

①方針

- ・全職員で情報を共有し、共通理解のもといじめの問題に対し、迅速にかつ組織的に対応する。

②具体的な取組内容

- ・問題や生徒指導上の情報を生徒指導主事に集約→青ファイルにて職員の共有を図る。
- ・生活アンケートを毎月実施し、いじめ問題の早期発見・早期解決の努める。
- ・生徒指導部会(毎週)、学年会(毎週)、生徒指導情報交換会(年3回)などで生徒指導上問題を交換し、全職員で共有する。
- ・生徒の手による「いじめ防止活動」を充実させる。
- ・スクールカウンセラー、「心の相談室」相談員、保護者等との連携を密にする。

(3)校内研修

①方針

- ・生徒理解や人権、いじめ防止等のための研修を計画的に行う。

②具体的な取組内容

- ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会を夏季休業中に行う。
- ・生徒理解研修(年3回)、人権同和教育研修(年2回)を行う。

③年間計画

- 4月…生徒理解研修①
- 8月…人権同和教育研修①、生徒理解研修②
いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会
- 11月…人権同和教育研修②
- 3月…生徒理解研修③

(4)点検・見直し

①方針

- ・取組内容を明確化し、定期的に点検する。

②具体的な取組内容

- ・学校評価の機会を利用して、アンケートを実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたかを検証する。

③年間計画

- 8月…学校評価研修①
- 1月…学校評価研修②

6 いじめ防止学習プログラム

(1) 職員研修の深化

- ①「いじめ防止学習プログラム」の自校化に向けて、職員研修を更に深める。
- ②外部から講師を招くなど、社会性育成プログラムの研修機会（S G EやS S Tなどを含め）を設けて共通認識のもとで必要性を深め、教師自身の意識改革を含めて行う。

(2) やるべきことの整理

- ①五泉中学校で以前から行われている活動を生かす。（生徒会のキャンペーンなど）
- ②五泉中学校独自の人間関係づくりの実践を行う。（人材、施設、時間、生徒の状況など）
- ③学校行事や生徒会行事・生活目標・学級活動・道徳など関連付ける。
- ④いじめ防止だけでなく、心を育てることに目も向けて実践する。

(3) 組 織

生徒指導部を中心に計画し、運営委員会・学年部・生徒会等と連携して組織を強化して実践する。

(4) P (Preparation) : 準備について

- ①年5回「生活に関するアンケート調査」を実施する。（別紙参照）
- ②いじめに対する教師の意識調査の実施
- ③年に3回の教育相談の実施（事前アンケート実施）
- ④生徒の変化を察知し、行動できる洞察力を磨く。（何かが必ずあるものとして動く）

(5) E (Education) : 教育について

- ①「生活に関するアンケート調査」の結果集計を行い、問題の原因の洗いだしをする。
- ②問題に対して何がなされるべきかなどについて職員会議等で話し合う。
- ③運営委員会・生徒指導部会・生徒理解会議で生徒の様子について一貫した方向を打ち出し、指導していく。
- ④気になる生徒には、継続的な観察や教育相談を行う。
- ⑤スクールカウンセラーや教育相談員の協力を仰ぐ。
- ⑥家庭・地域・関係機関との連携を強化する。

(6) A (Action) : 行動について

- ①教職員のための行動
 - いじめに対する学校の対応についての理解を促し、教師がいじめを減らすことに積極的に関わるようにする。
 - 教職員がバラバラに各行事や活動に取り組むのではなく、それらを共通の大きな目標の中に位置づけ、関連付けるようにする。
- ②保護者のための行動
 - いじめ問題に対する学校の対応を保護者に説明し、理解を得る。
 - 学校参観日の増設をする。
 - P T A総会・授業参観、前後期生徒総会、各種激励会、
 - 1日フリー参観、P T A講演会、立ち会い演説会 など今後検討
 - P T A活動などで講演者を呼んだり、視聴覚教材などを使用したりして理解を深める。
 - いじめの様子、頻度、その結果について、生徒・保護者にある程度情報を示す。

③学校での行動

- 授業などでいじめ防止に向けて、「自分たちに何ができるか」を考える場の設定をする。
 - ・授業、学校行事、道徳、生徒会活動、部活動などの学校教育全体の中で、生徒一人一人が適宜、心の痛みを分かち合えるようにする。
 - ・S G EやS S Tなどを取り入れて人間関係づくりをする。
 - ・生徒会活動の「キャンペーン活動」を生かし、各学級で期間目標達成に向けて努力する。
 - ・「月の目標」を生徒にも分かりやすく明示し、短期の活動に成果が表れるようにする。
 - ・こころを耕す「道徳」の授業を実践する。
 - ・思いやりの心やあいさつを大切にする。
- 教師と生徒のふれあう時間を確保する。
 - ・朝の生徒の様子をしっかりと見守り、職員朝会で生徒の情報交換を行い、全職員であたたく指導する。(授業の様子も担任に伝える)
 - ・ふれ合いを目的とした巡視や見回りを行う。(特に昼休み)
 - ・行事などを精選し、生徒とともに過ごす時間を確保する。
 - ・定期の教育相談を年3回実施し、生徒の悩みの解決を図る。また、その記録を確実に蓄積する。必要に応じて、個別相談を行う。
 - ・「学級でのふれあいの時間」の工夫して設定し、ゆっくりとふれあう時間を設ける。
- 核となる学校行事を活用にする。
 - ・核となる学校行事を通して、学級・学年・学校への望ましい所属感を育成し、「ここにおいて良かった。楽しかった。」と思える体験をさせ、互いが認め合えるようにする。(自己有用感)

(7) C (Coping) : 対処について

①態度や精神の決定

- 「生徒にとって居心地の良い、居場所のある学校づくり」をめざし、具体的な方策を開発する。
- キャンペーン活動や月の目標を各学級で成果が表れるように努力する。

②行動面での戦略

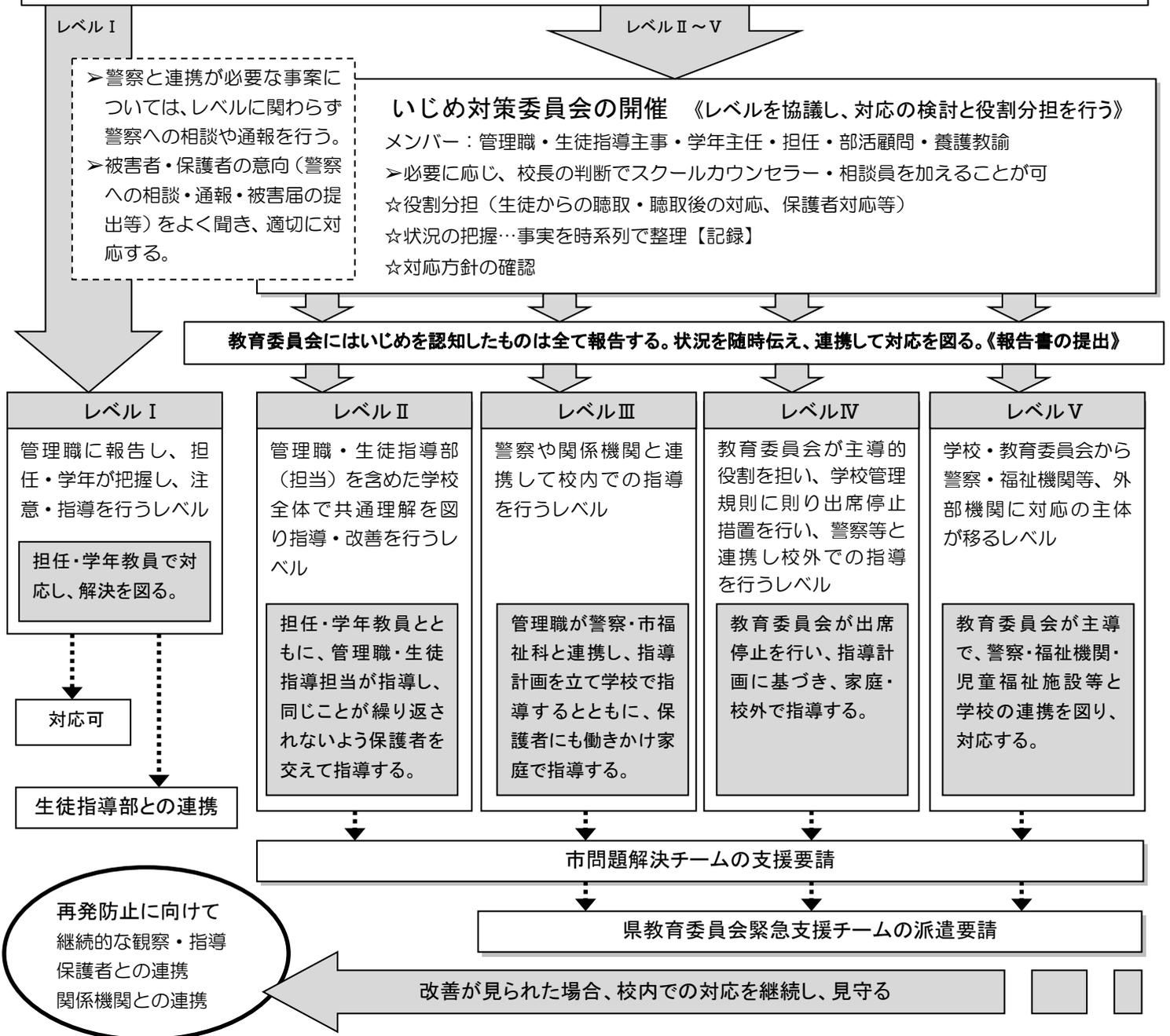
- いじめを早期に発見する方策の具体化
 - ・アンケート調査による実態把握 (学校・学年・学級)
 - ・教育相談の実施、職員研修の実施 (全校)
 - ・「五中ノート」の活用 (担任)・・・方法については検討
 - ・教師の観察力・洞察力を磨く
(新潟県いじめ防止学習プログラム前編 p 63 「観察のチェックポイント」を参照)
 - ・いじめにあう危険性の高い地帯の特定
(体育館ステージ脇、体育館裏、更衣室、ギャラリー、グラウンドの死角、各トイレ、フリースペース、グラウンドの出入り口、駐輪所 など)
 - ・昼休み、下校時の見回り
- 発見後の対策
 - ・いじめの発生の記録・報告・追跡を必ず行う。
(調査・・・学年部、記録・報告・・・生徒指導部、追跡・・・全職員)
 - ・関係生徒のヒヤリングを行い、必要な指導を行う。
 - ・状況により保護者や関係機関とも連携する。
 - ・関係生徒に対して継続的な観察と再発防止に努める。
- カリキュラムにおける取組
 - ・いじめをテーマにした本、視聴覚教材を見て、いじめについて考え話し合う。
 - ・いじめを防止するアイデアを生み出し実行する。

(8) E (Evaluation) : 評価について

- Pで行ったいじめ調査をもう一度行い比較する。
(成果があったかを判断する方法・・・新潟県いじめ防止学習プログラム前編 p22 を参照)
- 成果があった場合、学級や学年で報告、祝福する。
- 新たな決意で次のプログラムへ取り組む。

ねらい

- 生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、必要に応じてあらかじめ生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、男子生徒がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導主事・担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
- 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導主事・担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察や少年サポートセンターに連絡を取り、当該生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す生徒に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や少年サポートセンターと連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った（この場合は、一旦児相に行くことになる）。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級・学年集会・全校集会等での講話

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇スクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して生徒および保護者への対応を行う。

P. 市問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに県教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

令和5年度 五泉市立五泉中学校 いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめの防止等に関する取組		
		未然防止	早期発見	その他
4	○始業式・入学式 ○新入生歓迎会 ○学級開き ○生徒理解研修① ○ふるさとウォーク	○生徒理解会議 ○新入生歓迎会 ○オリエンテーション ○SGE（人間関係作り） ○PTA総会での啓発活動	○複数の職員による見取り ○教育相談アンケート① ○学校生活アンケート①	○学校基本方針の確認（職員会議） ○実態把握 ○いじめ対策委員会① ○PTAとの連携
5	○生徒総会 ○生徒理解研修② ○教育相談①	○SST, SGE（ライフスタイル） ○中1ギャップ解消会議① ○生徒理解研修② ○部活動応援プロジェクト	○教育相談① ○学校生活アンケート②	○小学校との情報交換
6	○下越大会 ○Q-U検査① ○人権講演会（作文） ○上級学校訪問・職場体験・地域巡検	○民生児童委員との懇談会 ○部活動・委員会活動の充実 ○生徒会によるいじめ0運動 ○服装改善プロジェクト ○体育祭集団決め、リーダー選出 ○SST, SGE（人間関係作り）	○複数の職員による見取り ○学校生活アンケート③	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○部活動における所属感を涵養 ○民生児童委員との懇談会（情報交換）
7	○第1回定期テスト ○県総体 ○保護者懇談会	○メディアコントロール ○SGE（1学期の振り返り） ○体育祭結団式	○Q-U検査① ○保護者会	○体育祭準備と異学年交流 ○新部長の選出と円滑な運営 ○いじめ防止活動の振り返り①
8	○北信越・全中 ○体育祭準備活動	○いじめに関する職員研修（ネットいじめ含） ○中1ギャップ解消会議②（中学校区生活指導主任会）	○部活動での見取り ○学校生活アンケート④	○研修の推進 ○いじめ対策委員会② ○人権・同和研修
9	○第2回定期テスト ○体育祭	○SGE（体育祭の振り返り） ○レジリエンスについて知る ○合唱祭に向け、一人一役	○複数の職員による見取り ○学校生活アンケート⑤ ○教育相談②（アンケート実施）	○体育祭における自己有用感を涵養
10	○生徒理解研修③ ○合唱祭・きなせや祭	○KJ法（合唱祭をよりよくするための話し合い活動） ○生徒会によるいじめ0運動 ○命の絆プロジェクト	○学校生活アンケート⑥	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○合唱祭における自己有用感を涵養 ○きなせや祭における所属感を涵養
11	○第2回定期テスト ○いじめ見逃しゼロプロジェクト ○人権教育、同和教育月間 ○授業改善プロジェクト	○SGE（自己肯定感と人間関係作り） ○いじめ見逃しゼロプロジェクト【異学年交流】 ○メディアコントロール②	○複数の職員による見取り ○学校生活アンケート⑦	○いじめ見逃しゼロプロジェクト ○メディアコントロール（小中連携しての取組）
12	○保護者会 ○生徒会役員選挙 ○Q-U検査②	○小学校への出前授業（3月まで） ○SGE（2学期の振り返り）	○学校生活アンケート⑧ ○Q-U検査② ○保護者会	○保護者との連携 ○いじめ防止活動の振り返り②
1	○新入生体験入学・学校説明会 ○小学校への出前授業・参観 ○進学保護者会 ○生徒総会	○SGE（五泉中について考える後輩に残すもの） ○小学生への入学説明会 ○生徒総会に向けた学級討議	○複数の職員による見取り ○学校生活アンケート⑨ ○教育相談③（アンケート実施）	○小学校との連携
2	○第3回定期テスト ○小学校への出前授業・参観 ○特色化入試 ○修学旅行	○SGE（感謝メッセージ・1年間の振り返り） ○メディアコントロール③ ○Thanks Weekプロジェクト ○学習推進プロジェクト ○専門委員会引継ぎ ○修学旅行	○学校生活アンケート⑩	○小学校への授業参観 ○いじめ対策委員会③
3	○卒業式 ○公立一般入試 ○終業式 ○離任式 ○新入生オリエンテーション	○卒業プロジェクト・感謝清掃 ○新年度学級編成 ○中1ギャップ解消会議③	○複数の職員による見取り	○必要な配慮をした学級編成 ○いじめ防止活動の振り返り③
	日常の取組	○道徳授業の充実 ○人との関わりを円滑にする（SGE） ○社会性の育成（SST）	○毎日の生徒の観察（五中ノート活用）	